

2021年1月27日

理事・監事 各位

一般社団法人 成蹊会
会長 高井 昌史

第61回理事会開催ご通知及び開催方法変更

謹 啓

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、第61回理事会は当初2月9日（火）18時30分からAP渋谷会議室にて開催を予定しておりましたが、政府による緊急事態宣言が再び発令され、開催日当日迄に解除されるか不透明な状況の中、対面での開催は困難と判断し、昨年4月の第57回理事会と同様に定款第37条3項（※注）に基づき「書面開催」とすることとしました。

尚、議案書（意思表示書）の送付、並びに意思表示書の提出期限は下記の通りとさせていただきますので、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

皆様には既にご予定を調整いただいているところ恐縮でございますが、かかる状況をご賢察の上ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 議案書・意思表示書送付 2月3日（水）郵送およびメールにて送付いたします
2. 意思表示書提出期限 2月9日（火）迄（郵送又はFAXにてご提出下さい）

<ご注意> 書面開催にあたっては理事全員の意思表示書の提出が必要となります。何卒ご協力のほどお願いいたします。（可決には全員の同意が必要です）

※注 「成蹊会定款第37条3項 理事会（決議）」

理事全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示がされ、監事が異議を述べないときに限り理事会の決議（可決）がされたものとみなす。

3. 議 案

- 第1号議案 令和3年度（2021年度）事業計画（案）の件
- 第2号議案 令和3年度（2021年度）予算（案）の件
- 第3号議案 「第43回成蹊桜祭」の開催可否の件
- 第4号議案 選挙管理委員会委員改選の件

以 上